令和８年度
助産師修学資金・就業資金貸与制度
募集要領

東濃中部病院事務組合
（岐阜県土岐市・瑞浪市）

令和８年度　助産師修学資金・就業資金貸与制度募集要領

１　目的

この修学資金・就業資金貸与制度は、東濃中部地域の産科医療の充実に必要な助産師の確保及び資質の向上を図るため創設したものです。

公立東濃中部医療センター（以下「医療センター」という。）の助産師として勤務しようとする意志を有する者に対して、修学又は就業に要する資金を貸与するものです。資金の貸与を受けた者が医療センターの助産師として一定期間従事した場合は、資金の返還を免除します。

２　応募資格

ア　修学資金　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２０条に規定する学校又は助産師養成所の助産に関する専門知識を習得するための課程に在学する者であって、将来、医療センターの助産師として従事しようとするもの

イ　就業資金　６月以上助産師業務に従事していない助産師であって、将来、医療センターに従事しようとするもの（修学資金の貸与を受けた者を除く。）

３　募集人員

ア　修学資金　３名

イ　就業資金　３名

４　貸与の額

ア　修学資金　月額１０万円（年額１２０万円）

イ　就業資金　２０万円

５　貸与の期間

ア　修学資金　貸与を決定した日の属する年度の４月から翌年３月まで

イ　就業資金　貸与を決定した日から医療センターの助産師として従事した日の前日まで（２年を限度）

６　貸与の時期

ア　修学資金　原則として３月分を一括して４月、７月、１０月及び１月に指定の銀行口座に振り込みます。ただし、貸与を決定した日がこれらの月以降の場合における最初の貸与については、当該決定をした日の属する月の翌月に振り込みます。

イ　就業資金　貸与を決定した日の属する月の翌月に指定の銀行口座に振り込みます。

７　貸与の決定

申請書類の審査及び面接審査により貸与者を決定します。

８　応募書類

ア　修学資金　①修学資金貸与申請書（別記様式第１号）
②誓約書（別記様式第３号）
③養成施設の在学証明書（原本）又は合格通知書の写し
④住民票の写し
⑤健康診断書
⑥連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得を証する書類

イ　就業資金　①就業資金貸与申請書（別記様式第２号）
②助産師免許証の写し
③履歴書
④研修実施計画書（任意様式）
⑤住民票の写し
⑥連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得を証する書類

（留意事項）

・公的機関が発行する添付書類は原本に限ります。また、有効期間は、申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたものとしてください。
・健康診断書は、身長、体重、血圧、視力、聴力、内科的所見、エックス線所見、その他の疾患・異常の診断項目を満たし、３ヶ月以内のものを提出してください。
・所得を証する書類とは、源泉徴収票、課税証明書、給与明細書、確定申告書等をいいます。
・研修実施計画書とは、研修やセミナーの受講を前提として、参加費や教材費、交通費等を記載する任意の書類です。

・連帯保証人のうち１人は、申請者の親族とし、他の１人は独立して生計を営む成年者で、かつ、修学資金や就業資金の返済の責を負うことができる程度の資力を有する者としてください。
・所定の様式は、東濃中部病院事務組合のホームページ（https://www.union-tono.jp）または、東濃中部病院事務組合の事務所（土岐市役所３階）にて取得してください。

９　応募期間

修学資金

令和８年２月２０日（金）から令和８年９月３０日（水）まで

就業資金

令和８年４月１日（水）から令和９年１月２９日（金）まで

１０　応募方法

貸付資金に応じた申請書及び添付書類を、東濃中部病院事務組合に提出してください。

※郵送の場合…応募期間の消印まで有効

持参の場合…応募期間の午後５時まで

１１　資金の返還

次の返還事由が生じたときは、指定の期日までに一括して返還しなければなりません。

①貸与期間が終了したとき。

②貸与を取り消されたとき。

③その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

返還利息　無利息

遅延利息　正当な理由がなく貸与を受けた修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年１４．６パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

１２　返還猶予

次の返還猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

①修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業後に助産師の免許を取得しようとするとき。ただし、１年を限度とします。

②医療センターの助産師として従事しているとき。

③災害、疾病その他やむを得ない事情があるとき。

１３　返還免除

次の返還免除事由が生じたときは、返還を免除します。

①修学資金の貸与を受けた者が医療センターの助産師として従事した場合において、当該従事した期間が、３年に達したとき。

②就業資金の貸与を受けた者が医療センターの助産師として従事した場合において、当該従事した期間が、１年に達したとき。

③前２号の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

１４　注意事項

①申請者は、この要領のほか「東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例」及び「東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分確認してください。

②申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。

③申請書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

④採用の可否について電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、ご了承ください。

１５　応募先・問い合わせ先

〒509-5122

岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101　土岐市役所３階

東濃中部病院事務組合　TEL　0572-54-1186